

♡ Web 利用時の、主なご利用手数料（令和 7 年 9 月 30 日まで）

基本契約・月間利用料・電子証明書月間利用料等		無料
●令和 7 年 9 月 30 日まで下記 Web ご利用手数料は 0 円です。（当金庫が各種記録請求を代行する場合は別途店頭代行手数料が税込 550 円必要）		
項目	相手先口座	
	当 金 庫	他金融機関
発生記録（債務者・債権者）	330 円→ 無料	660 円→ 無料
譲渡記録（割引含む）	165 円→ 無料	330 円→ 無料
分割譲渡記録（割引含む）	330 円→ 無料	660 円→ 無料
保証記録	330 円→ 無料	
支払等記録	330 円→ 無料	
変更記録	330 円→ 無料	
決済事務手数料	220 円→ 無料	
残高証明書（定例発行）	1,650 円→ 無料	
残高証明書（都度発行）	3,850 円→ 無料	
特定記録機関変更記録	3,850 円→ 無料	

※残高証明書の「定例発行」は発行基準日の7営業日前までにお申し込みください、それ以降は「都度発行」となる場合があります。
※特定記録機関変更記録では提携金融機関においても特定記録機関変更記録の利用料（手数料）を定めている場合があります。
※でんさい割引・でんさい担保等、融資取引にかかわる譲渡記録手数料はお客様のご負担となります。

♡ ご利用時間

チャネル	内容	取扱時間		記録請求日の取扱等
パソコン （Web利用）	インターネットに接続し、ご利用者（お客さま）自身が操作する。	平日・休日 （土・日・祝日）	7:00～24:00	7:00～15:00（当日・予約共に可） 15:00～24:00（予約のみ可）
		非取扱日		毎月第 2 土曜日、12/31～1/3、5/3～5/5
窓口受付・渉外担当者による受付	PC 故障等で Web 利用が出来ない場合など、当金庫が代行し各種記録請求を行う。	平日	9:00～15:00	記録請求日の前営業日まで受付

♡ お問い合わせ先

○「でんさい」に関する基本的な仕組みや規程類については、でんさいネットホームページ（<https://www.densai.net/>）をご覧ください。ご不明な点がございましたら、コールセンターでお問い合わせを受け付けております。

T e l : 0 3 - 5 2 5 2 - 3 5 9 5 音声ガイダンス「1. 一般のお客様」を選択
受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時（土日祝は休み）



お問い合わせ、お申込みは、お取引店担当者までお気軽にどうぞ



<https://www.nagano-shinkin.jp/>

（令和 6 年 10 月 1 日現在）

しんきんでんさいサービス

- 「でんさい」は、事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された電子記録債権制度を活用した、手形や振込（売掛）に代わる新しい資金決済サービスです。
- 納入企業様からの支払を、「でんさい」に切り替えることで、受取事務の負担・リスク削減、コスト削減、債権の有効活用を図ることができます。

♡ 「でんさい」の受取利用メリット

受取事務の負担・リスク削減が図れます♪



- ☆ 手形で受け取る場合、手形の紛失や盗難のリスクおよび受取・保管の事務が発生しますが、「でんさい」の場合、電子的に記録されるため、手形の受取や管理に係るリスクや事務が生じません。
- ☆ また、「でんさい」は口座間送金決済により自動的に決済口座に資金が入金されるため、手形のような金融機関への取立手続等が不要です。

コスト削減が図れます♪



- ☆ 「でんさい」（電子記録債権）は、電子的な記録が残り、いつでも確認することができるため、お取引先企業の合意があれば領収書の発行が不要となります。
- ☆ 領収書を発行する場合であっても、「でんさい」は金銭や有価証券ではなく、当該領収書は印紙税法上の課税文書に該当しないことから、「でんさい」で受け取ったことを、当該領収書に明記しておくことで、印紙の貼付は不要になります。

売掛債権よりも資金化が容易です♪



- ☆ 売掛債権（指名債権）を譲渡により資金化する場合は、債務者からの承諾取得や債務者への通知など対抗要件具備の手続が必要であることに加えて、債権の存在確認が容易でないことから、譲り受けた債権が存在しないリスク（債権不存在）や、同じ債権を他の企業にも譲渡されるリスク（二重譲渡）があります。
- ☆ 「でんさい」であれば、譲渡記録を行うことで譲渡できるので（対抗要件具備の手続きは不要）手続きが簡易であり、「でんさい」の存在および記録内容については開示請求で確認できるため、売掛債権と比べて容易に資金化することが可能となります。
※具体的には、「でんさい」の譲渡記録による支払および割引（資金化）等が挙げられます。

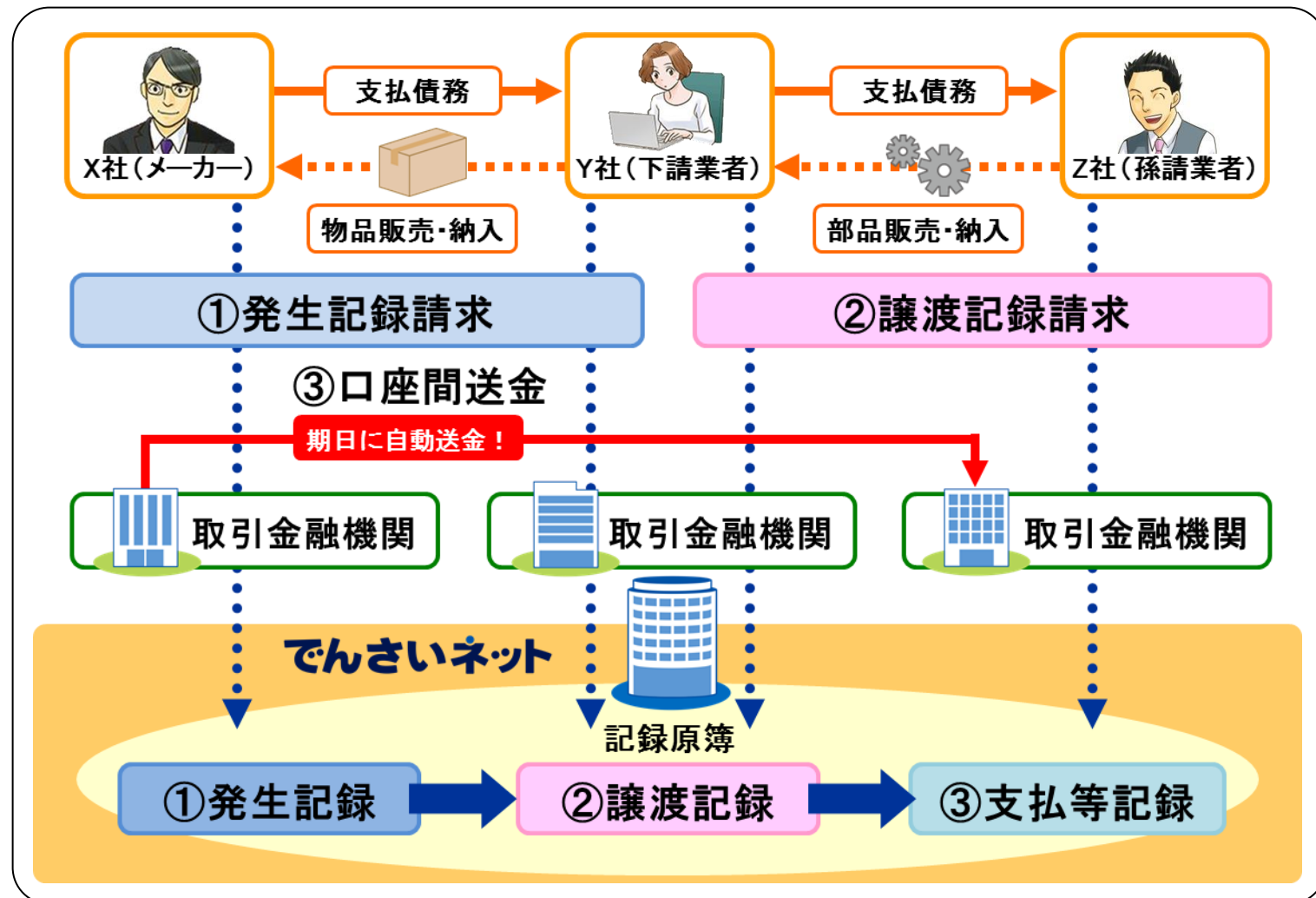
必要な金額分だけ分割譲渡できます♪



- ☆ 「でんさい」は、手形とは異なり、債権金額が支払や資金化（割引）に必要な金額よりも大きい場合でも、支払等に要する金額分だけを分割して譲渡や割引をすることが可能となります。

注：上記メリットは例示です。お客様の決済業務の取扱状況等によっては、想定される効果が得られない場合があります。

♡ 「でんさい」の取引イメージ



① 「でんさい」の発生記録

「でんさい」の発生記録（手形でいう振出）は、支払企業様が窓口金融機関を通じて行った記録請求にもとづき、でんさいネットの記録原簿に記録されます。発生（振出）が記録されると、支払企業様、受取企業様ともに、窓口金融機関を通じて、「でんさい」の内容を確認することができます。（電子メールで発生通知が届きます）。

② 「でんさい」の譲渡記録

「でんさい」の譲渡記録は、受取企業様（譲渡人）が長野信用金庫を通じて行う記録請求にもとづき、でんさいネットの記録原簿に記録されます（原則、譲渡人を保証人とする保証記録が随伴しますので、ご注意ください）。受取企業様は、受け取った「でんさい」を譲渡することで、お取引先への支払いにあてたり、金融機関に割引を依頼したりすることができます。

※「でんさい」は、**手形とは異なり、債権金額の一部を分割して譲渡したり、割引することができます。**

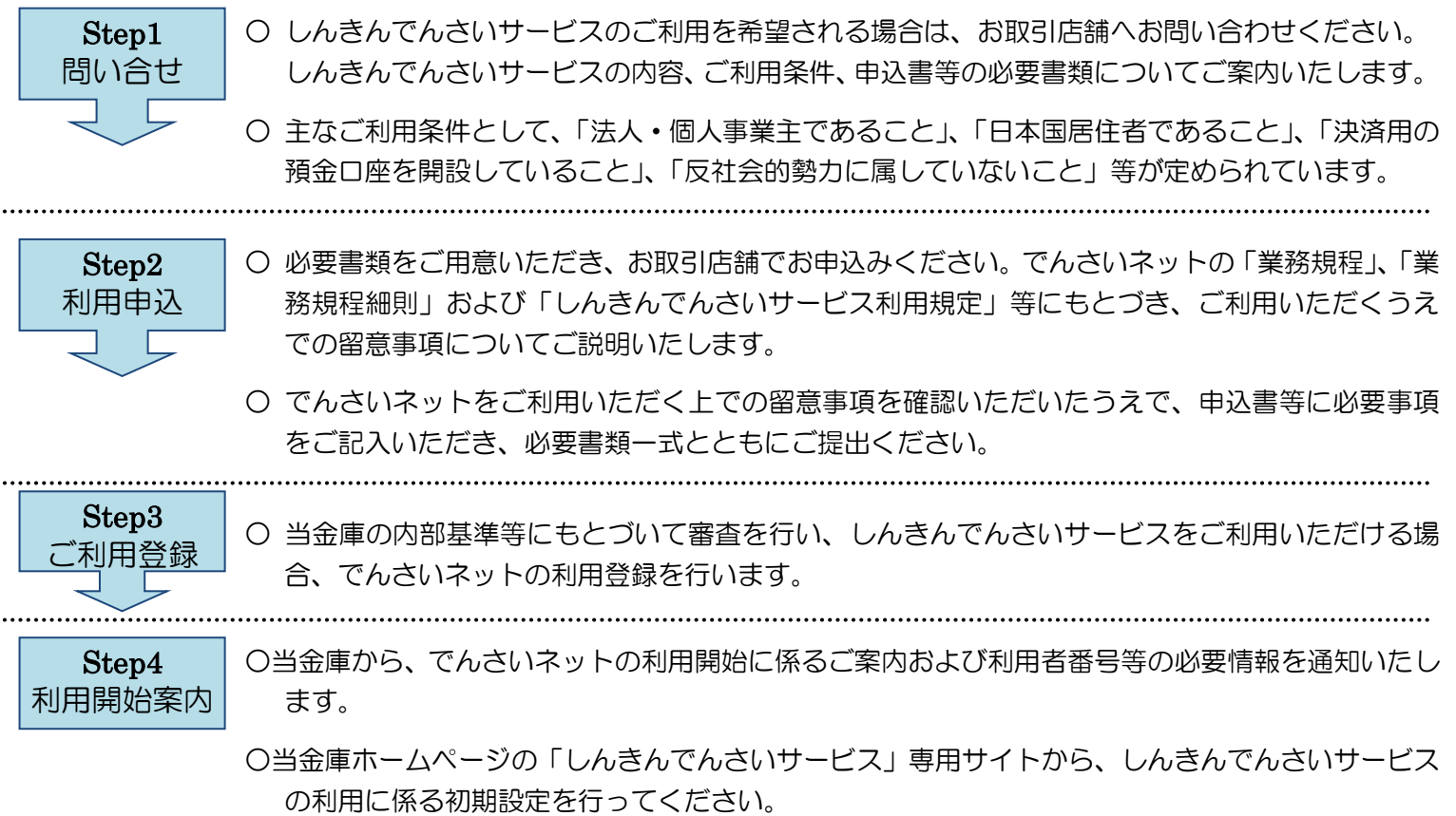
※「でんさい」割引についても、手形割引と同様に所定の審査が必要となります。

③ 「でんさい」の決済

支払期日になると、**自動的に支払企業様の決済口座から決済資金が引き落とされ、受取企業様の決済口座に入金されます**（これを「口座間送金決済」といいます）。

※「でんさい」の発生記録、譲渡記録、口座間送金決済の結果は、でんさいネットに記録され、当金庫ホームページの「しんきんでんさいサービス」専用サイトから確認することができます。

♡ しんきんでんさいサービスご利用開始までの流れ



♡ 「でんさい」での受取を開始するまでの流れ

